

総務教育常任委員会資料

(平成25年4月19日)

【件名】

1 「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の締結について (企画課・教育総務課)	1
2 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について (教育環境課・家庭・地域教育課)	9
3 鳥取県教育委員会施設保全計画の策定について(教育環境課)	10
4 鳥取県幼児教育振興プログラム(改訂版)について(小中学校課)	12
5 西部地区における病弱特別支援学校高等部の設置等に係る検討会の結果について (特別支援教育課)	別紙
6 微小粒子状物質(PM2.5)への対応について(スポーツ健康教育課)	14
7 県と米子市との体育施設の交換及び米子コンベンションセンター管理運営に係る 協定調印式について(財政課・文化政策課・スポーツ健康教育課)	17

教 育 委 員 会

「鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約」の締結について

平成25年4月19日
企画課
教育総務課

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、平成24年度に締結した標記協約の最終点検を行うとともに、さらなる内容の充実を図るため、平成25年度における取組を見直し、新たな協約を締結しました。

1 平成24年度協約の最終点検結果について

(1) 取組指標（取組指標の評価は資料1のとおり）

- ・おむねの数値は達成できたものの、「児童生徒の不登校出現率」や「児童生徒の体力調査結果」については改善傾向にあると言えない状況

(2) 教育振興施策（施策の評価は資料2のとおり）

- ・「いじめ問題対策」について取組の強化が必要

2 平成25年度協約の概要

(1) 目的 本県の将来を担う子どもたちが自らの力で明るい未来を切り開いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんとも協力しながら、鳥取県と鳥取県教育委員会が連携協力して教育振興に取り組んでいくことを目的とする。

(2) 調印式

- ・日時 3月25日（月）
- ・場所 第四応接室（県庁本庁舎）
- ・出席者 鳥取県知事 平井伸治
鳥取県教育委員会委員長 中島諒人

(3) 協約内容（本文は資料3のとおり）

- ・協約は知事ならびに教育委員長名で年度単位で締結。

3 平成25年度協約における主な変更点（取組指標は資料4のとおり）

(1) 学力向上対策の強化

- ・「鳥取県学力向上戦略本部」を設置し、市町村、学校、保護者、地域等と一体となった子どもたちの学力向上に取り組むことを規定
- ・上記本部での議論を踏まえ、知事と教育委員長とが協議の上、設定した数値目標を上回ることを取組指標として規定

(2) いじめ対策の強化

- ・いじめ相談から対策までを総合調整する、「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、関係機関と連携しつつ教育委員会全体で対策に取り組むことを規定
- ・教員の対応能力向上に向けた研修の内容、講座の充実など未然防止、早期発見に取り組むことを規定

(3) 新規課題への対応

- ・教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りをもった教職員の育成に努めることを規定

(4) 取組指標の追加

- ・「学びの質の向上」、「いじめ対策」、「文化・芸術活動やスポーツの振興」の分野において取組指標を追加

平成24年度教育振興協約に位置づけられた取組指標の評価

取組の指標	指標の内容(意味)	H24 目標数値	協約締結時の数値	参考数値 (全国数値等)	備考	評価(3月)	
						数値	達成率
授業改革に取り組む中学校区数	授業改革に取り組む「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」に参加する中学校区数。	21校区	0校区(H23)	—	平成24年度新規事業	21校区	100.0%
授業改革に取り組む教育研究団体数	授業改革に取り組む「少人数学級を活かす学びと指導の創造事業」に参加する教育研究団体数。	17団体	0団体(H23)	—	平成24年度新規事業	17団体	100.0%
高等学校における学力向上推進モデル校数	平成23年度の高等学校学力向上推進委員会で出された提言を踏まえ、学力向上に向けた具体的な取組みを行う指定校数。	10校	0校(H23)	—	平成24年度新規事業	11校	110.0%
学校支援ボランティアの実施市町村数	地域資源である学校支援ボランティアを活用する「地域で育む学校支援ボランティア事業」及び「学校支援地域本部事業」に取り組む市町村(学校組合を含む)数。	15市町村	12市町村(H23)	—	H23実施学校数109校(小76校、中32校、特支1校)	15市町村	100.0%
児童生徒の不登校出現率	児童生徒100人当たりの不登校者数比率。 不登校者数: 年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者	全国平均を下回る	鳥取県(H22)	全国(H23)	現在、小学校の不登校出現率は全国をやや上回り横ばい。中学校は平成21年度に全国平均値を上回り、増加傾向にある状況。	0.34%	97.1%
			小学校	0.33%		2.87%	92.0%
			中学校	3.14%		1.83%	102.7%
			高等学校	1.61%			
中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率	特別な支援を要する生徒について、生徒の指導、支援の充実のために必要となる学校や関係機関、保護者が連携して個別の教育支援計画(*)を作成し、且つ高校進学時に学校間での情報の円滑な引継を行った率。 (*)特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの	50%	47.3%(H23)	—	発達障がい等のある特別支援を必要とする生徒数は年々増加しているが、学校間での必要な個人伝達が十分になされるとは言えない。	53.7%	107.4%
特別支援学校高等部の就職希望者の就職率	就職先の確保が特に困難な特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する者に対する就職した者の率。特別支援学校の生徒は、障がい等により就職を希望しない生徒もいることから、本数値を使用。	80%以上	79.1%(H22)	同様な全国数値はない	障害のある生徒の就職率は、生徒の個別の状況などにより、年により変動するため、指標を80%以上とした。 <参考> H20: 71.4% H21: 73.9%	(H23)	88.9% 111.1%
近畿高等学校総合文化祭への参加部門率	近畿高等学校総合文化祭における、開催部門に対する鳥取県が参加した部門の割合。 全国や近畿、中国ブロックの大会に出場できる文化部活動の活性化が期待される。	90%	86%(H23)	—	平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会では、開催県として全ての部門に参加する。	100.0% (15/15部門)	111.1%
学校給食用食材の県産品利用率	学校給食に使用する食材に対する、児童生徒の健全な心身の成長に資する安心安全な県産品食材を利用する割合。	60%以上で向上を図る	62%(H22)	—	既に60%以上を達成しているが、さらなる上積みを目指す。	(H24第2期) 数値は、従来の県内産食材使用率に「県内加工」使用率を加えたもの	69% 115.0%
児童生徒の体力調査結果	50m走及びホール投げ(小学5年生、中学2年生)の体力調査の平均記録	親世代(S53~57)の平均値に近づける	現在の児童生徒(H22)	親世代	児童生徒の体力は全国的と比較すると概ね上回っているものの、親世代(S53~57)と比較すると低い状況にある。	9.44秒	95.9%
			50m走	小5男子 9.36秒 小5女子 9.57秒		9.70秒	95.5%
			ホール投げ	中2男子 7.93秒 中2女子 8.83秒		7.91秒	99.4%
				小5男子 2.6.0m 小5女子 1.5.4m		8.79秒	98.4%
				中2男子 2.0.9m 中2女子 1.3.4m		24.09m	77.7%
						14.19m	80.6%
						20.92m	93.8%
						13.00m	89.7%
鳥取県いじめ対策指針	いじめの問題に早期に、的確に対応するための環境を整える。	10月末までの改訂	1.9年に作成し、その後改訂なし	—	8月31日協約改訂	10月31日改訂	100.0%
子どもの悩みサポートチーム	・教員の対応力の向上 ・専門家の知識の活用 ・相談しやすい相談窓口の拡充	9月末までの設置	学校問題解決のための専門家派遣あり	—		9月28日設置	100.0%
いじめメール相談専用窓口		9月中旬までの開設	メール相談は、教育相談の一部で対応	—		9月19日開設	100.0%

平成24年度 教育振興施策の総括評価

【協約に掲げた施策の概評】

- ・各振興施策ごとに取組を進められる一方、目に見える成果は、まだ限られた現状に取り組む学校の児童生徒アンケートからは、学習への取組姿勢に前向きな変化が見られる。
- ・授業改革は、標準9割を超える状況
- ・取組目標の達成状況は、標準9割を超える状況
- ・9月実施の学校関係者の協約に開示するアンケートでは各柱の施策で「大変効果がある」と回答した取組を強化し、取組みを進めるなどに、その取組を具体的な成果に着実に結びつけていくことが必要
- ⇒ 関係機関等との縦、横の連携を強化し、取組みを進めるなどに、その取組を具体的な成果に着実に結びつけていくことが必要

評価指標

- A:実現に向け順調に進んでおり、成果が出ている
- B:実現に向け少しずつ進んでおり、一部でも成果が出はじめている
- C:実現に向け組は進めているが、まだ、成果が出っていない、
- D:実現に向けて一層の取組が必要

政策項目	指標の評価	取組みの状況等		総括評価
		指標	状況	
1 少人数学級の全面実施を機に、幼稚園・保育所から高等学級までの活用場所の活性化に取り組みます	a 目標を達成しました。	○4月17日に行われた全国学力・学習状況調査結果において、中学校の全ての教科と小学校の国語では、平均正答率が全国平均を上回ったものの、小学校の算数と理科教会やアンケートを実施し、最新の知見を取り入れた授業改革を進めるとともに、○授業改革による授業を公開するなど、授業改革に向けた取組みの動きが出来始めた。		B
2 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた不登校対策に取り組みます	b ほぼ計画どおり推進している。	○学校種により、出現率に異なる傾向が出ており、個々の学校の状況に併せた分析、対応が必要である。 ・中学校:H22年度まで上昇傾向だった出現率が、H23年度より減少し、H24年度はさらに減少傾向にある。 ・小学校:今年度、前年並みで推移していた出現率が、増加の傾向にある。 ・高等学校:一部の学校で著しく増加した。その他の学校では、前年度並みで推移。		B
3 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育を充実させます	a 目標を達成しました。	○年々増加する特別な教育的支援を必要とする生徒(H24年度は、H21年度の2倍)に対し、教育支援計画の作成や中学校から高校への教育支援計画の引継ぎなど、きめ細かな対応ができる一方で、全ての生徒に十分な対応ができるまでには、見えない。		B
4 子どもたちの文化・芸術活動やスポーツの振興を図り、創造力や体力を養うなど、心身の健やかな育ちを支援します	b ほぼ計画どおり推進している。	○県立琴の浦高等特別支援学校の平成25年4月の開校や県西部地区における病弱の特別支援学校高等部の設置について、検討委員会で、皆生養護学校への設置という方向性が見定まるなど、特別支援教育の環境整備が進んだ。		B
5 学校が子どもたちにとつてより安心して通学できる場となるよう、総合的なじめ対策に取り組みます	a 目標を達成しました。	○相談窓口の体制整備や対策指針の改定など、県教委としての子どもたちや学校への支援体制整備が進んだ。 ○一部の学校において、いじめが原因と思われる重篤な事件(被雪崩け)が発生し、県教委と市町村教委が連携しながら対応するとともに、その経験を活かした教職員の研修を企画実施するなど、現場の対応力の向上に努めた。 ○平成25年度から現場支援の拠点となる組織として「いじめ・不登校総合対策センター」を、対策を総括する体制としていくじめ・不登校対策本部」を設置することとした。学校種を超えて、未然防止、早期発見、解決の一体的な対応を行っていく必要があります。		C

総括評価

鳥取県の子どもたちの未来のための教育に関する協約

鳥取県知事と鳥取県教育委員会は、互いに協力して、子どもたちが豊かな未来を切り拓いていくことができるよう、市町村や保護者、県民の皆さんと一緒にになって、子どもたちの未来のための教育振興施策（以下「施策」という。）に取り組んでいきます。

1 子どもたちの未来のための教育振興施策

私たちは、平成25年度において次に掲げる施策（各施策別の具体的な取組は別記）に重点的に取り組み、着実な成果を目指します。

- (1) 幼稚園・保育所から高等学校までを通した教育の充実と、家庭、地域と連携した学習環境の整備により、子どもたちの「学びの質」の向上に取り組みます
- (2) 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた対策に取り組みます
- (3) 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます
- (4) 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実に取り組みます
- (5) 子どもたちの創造力や体力を養い、健やかな心身を育てるため、文化・芸術活動やスポーツの振興に取り組みます

2 施策の着実な推進

私たちは、随時協議を行いながら施策の進行状況や効果を把握し、着実な推進に努めます。

3 課題への迅速な対応

私たちは、協議の過程で新たな課題が生じた場合は、迅速に対応していきます。

4 県民や現場の声の反映

私たちは、教育に対する県民の願いや想い、現場の声を大切にして施策に反映させます。

5 県民の皆さんの期待と信頼に応える教育現場の実現

私たちは、教育現場でのコンプライアンスの確立、体罰の防止に向けて、責任感と誇りを持った教職員の育成に努めます。

6 次年度の施策への展開

私たちは、実施した事業の検証を行いながら、次年度以降のよりよい施策につなげていきます。

平成25年3月25日

鳥取県知事

平井 伸治

鳥取県教育委員会委員長

中島 諒人

平成25年度協約

[別記]

平成25年度子どもたちの未来のための教育振興施策

- 幼稚園・保育所から高等学校までを通した教育の充実と、家庭、地域と連携した学習環境の整備により、子どもたちの「学びの質」の向上に取り組みます

<主な取組>

- 鳥取県学力向上戦略本部を立ち上げ、市町村、学校、保護者、地域等と一緒に、子どもたちの学力向上に取り組みます。
- 公立小中学校での少人数学級を実施するとともに、スクラム教育や教育研究団体、中学校区、高等学校が実施する授業改革の取り組みを広げます。
- 教員の大量退職時代を迎えるに当たり、研修の在り方を見直すなど、教育力の向上に取り組みます。
- 地域の企業等とも連携し、子どもの社会的な成長、発達を促し、自立に向けたキャリア教育に取り組みます。
- 「幼児教育振興プログラム」(平成25年3月改訂)に基づいて、子どもたちの生活や遊びの充実、小学校との連携など、就学前教育の充実に取り組みます。
- 子どもたちの学びの基礎となるより良い生活習慣の定着に向けて、PTAと連携したり、保護者同士の仲間づくりを進めたりするなどして、家庭教育の充実に取り組みます。

<取組の指標等>

- ・授業改革を推進する県立高等学校数 全校 (24校)
- ・鳥取県学力向上戦略本部における議論を踏まえ、知事と教育委員長とが協議の上、設定した数値目標を上回る

- 近年の子どもたちの不登校の状況を踏まえ、未然防止・早期対応・登校支援の各段階に応じた対策に取り組みます

<主な取組>

- 相談から対策までを総合調整する「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、関係機関と連携しながら、教育委員会全体で、未然防止・早期対応・登校支援の総合的な対策に取り組みます。
- 子どもたちの人間関係づくりやソーシャルスキルの育成のため、心理検査を有効に活用するなどして、未然防止に取り組みます。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を進めるなど教育相談体制を強化し、早期対応に取り組みます。
- 社会福祉、精神保健、医療の専門家をスーパーバイザーとして登録し、学校だけでは解決が困難な事例への助言等を行うなど、登校支援に取り組みます。

<取組の指標等>

- ・児童生徒の不登校出現率全国平均及び前年度本県出現率を下回る

平成25年度協約

3. 学校が子どもたちにとってより安心して通学できる場となるよう、総合的ないじめ対策に取り組みます

<主な取組>

- いじめ相談から対策までを総合調整する「いじめ・不登校総合対策センター」を設置し、関係機関と連携しながら、教育委員会全体で、未然防止・早期対応・解決支援のトータルな視点での対策に取り組みます。
- 教員の対応能力向上に向けた研修の充実、学級等での人間関係づくりのための人権教育の充実、県立学校での心理検査の活用などにより、未然防止、早期発見に取り組みます。
- 児童相談所や福祉機関等による「子どもの悩みサポートチーム」の派遣や学校支援等により、学校だけでは解決が困難ないじめ事案の解決に取り組みます。
- 自殺等の重大な事案が発生した場合、「鳥取県いじめ問題検証委員会」を設置し、学校・教育委員会以外の第三者的な視点からいじめの実態の検証・解決に取り組みます。

<取組の指標等>

- ・公立学校管理職が、新任年度に危機管理に関する研修を受講する率 100%
- ・いじめや不登校に関するアンケート結果を学校の中心となって活用できる教員の養成 32名

4. 特別な支援を必要とする子どもたちへの教育の充実に取り組みます

<主な取組>

- 学校間での個別の教育支援計画の引継ぎや高等学校における地域での支援のネットワーク化など、保護者の理解も得ながら関係機関との連携による特別支援教育の充実に取り組みます。
- 県西部地区に病弱の特別支援学校高等部を設置するため、速やかに準備を進めます。
- 障がいのある生徒の職業教育の充実を図るとともに、企業等の協力を得ながら就労機会の拡大を図り、就職率の向上に取り組みます。
- 特別支援学校でのICTを活用した教材づくりを進め、子どもたちの障がいの状態等に合わせて使用することにより、子どもたちの能力を引き出すとともに、学ぶ意欲の向上に取り組みます。

<取組の指標等>

- ・中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率 50%
　　*特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの
- ・特別支援学校高等部の就職希望者の一般企業への就職率 80%以上

平成25年度協約

5 子どもたちの創造力や体力を養い、健やかな心身を育てるため、文化・芸術活動やスポーツの振興に取り組みます

<主な取組>

- 本物の文化芸術に触れる機会を提供するなど、学校等での文化・芸術活動の支援を通して、子どもたちの文化芸術活動への意欲向上に取り組みます。
- 平成27年度の近畿高等学校総合文化祭鳥取大会開催に向けて、全国レベルの文化部の育成や中学校及び高等学校の文化部活動の充実に取り組みます。
- 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、地域との連携を進めながら、子どもたちの体力の向上に取り組みます。
- 運動に積極的に取り組む子どもを育成するため、小学校体育専科教員をモデル的に配置するなど、体育指導の充実に取り組みます。

<取組の指標等>

- ・近畿高等学校総合文化祭への参加部門率 100%
- ・文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数（全国3位以上） 60件
- ・児童生徒の体力調査結果 親世代（S53～57）の平均値に近づける

資料4

H25年度 教育振興協約に位置づけられた取組指標

平成25年3月25日現在

取組の柱	取組の指標	指標の内容	H25 目標数値	協約締結時の数値	参考数値 (全国数値等)
学びの質の向上	授業改革を推進する県立高等学校数	高等学校学力向上推進委員会の提言及び平成24年度の学力向上推進モデル校の成果を踏まえて、授業改革に取り組む学校数。	全校 (24校)	11校 (H24)	—
	鳥取県学力向上戦略本部における議論を踏まえ、知事と教育委員長とが協議の上、設定した数値目標を上回る	—	—	—	—
不登校対策	児童生徒の不登校出現率	児童生徒100人当たりの不登校者数比率。 ※不登校者数：年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者	全国平均及び前年度本県出現率を下回る	鳥取県(H23) 小学校 0.34% 中学校 2.87% 高等学校 1.83%	全国(H23) 0.33% 2.64% 1.88%
いじめ対策	公立学校管理職が、新任年度に危機管理に関する研修を受講する率	管理職（校長・副校長・教頭）を対象とした、危機管理研修（訓練）の受講率。	100%	94% (H24)	—
	いじめや不登校に関するアンケート結果を学校の中心となって活用できる教員の養成	心理検査(hyper-QU)の結果を分析、活用するための研修の受講教員数。 (目標値は各県立学校1名以上)	32名	—	—
特別支援教育の充実	中学校から高等学校への個別の教育支援計画(*)の引継率	特別な支援を要する生徒について、生徒の指導、支援の充実のために必要となる学校や関係機関、保護者が連携して個別の教育支援計画(*)を作成し、且つ高校進学時に学校間での情報の円滑な引継を行った率。 (*)特別な支援を必要とする子どもに一貫した支援を行うために作成するもの	50%	—	—
	特別支援学校高等部の就職希望者の一般企業への就職率	就職先の確保が特に困難な特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する者に対する就職した者の率。 特別支援学校的生徒は、障がい等により就職を希望しない生徒もいることから、本数値を使用。 ※就労移行支援A型は除いた。	80%以上	77.8% (H23)	—
文化・芸術活動やスポーツの振興	近畿高等学校総合文化祭への参加部門率	近畿高等学校総合文化祭における、開催部門に対する鳥取県が参加した部門の割合。	100% [18部門/18部門]	100% [15部門/15部門] (H24)	—
	文化・芸術、スポーツ等の分野で、全国で活躍する児童・生徒数(全国3位以上)	文化・スポーツ等の分野で全国規模の大会・コンクール等において、3位相当以上の賞を受賞した個人又は団体として、教育長表彰を行った件数	60件	57件 (H24)	—
	児童生徒の体力調査結果	50m走及びボール投げ（小学5年生、中学2年生）の体力調査の平均記録	親世代(S53~57)の平均値に近づける	現在の児童生徒 (H24) 50m走 小5男子 9.44秒 小5女子 9.70秒 中2男子 7.91秒 中2女子 8.79秒 ボール投げ 小5男子 24.09m 小5女子 14.19m 中2男子 20.92m 中2女子 13.00m	親世代 9.05秒 9.26秒 7.86秒 8.65秒 31.0m 17.6m 22.8m 14.5m

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

平成25年4月19日
教育環境課、家庭・地域教育課

新規分 工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	摘要
県立鳥取緑風高等学校管理教室棟耐震改修工事(建築)	鳥取市湖山町 南三丁目	こおげ建設株式会社	149,415,000円 (予定価格 164,918,250円)	平成25年3月8日～ 平成25年11月30日	平成25年3月8日	
県立倉吉西高等学校管理棟耐震改修工事(建築)	倉吉市秋喜	有限会社向井組	150,675,000円 (予定価格 161,355,600円)	平成25年3月22日～ 平成26年1月15日	平成25年3月22日	
県立米子高等学校管理棟耐震改修工事(建築)	米子市橋本	株式会社平田組	208,740,000円 (予定価格 222,229,350円)	平成25年3月15日～ 平成25年12月10日	平成25年3月14日	
県立米子白鳳高等学校教室棟耐震改修工事(建築)	米子市淀江町 福岡	株式会社大協組	148,890,000円 (予定価格 164,368,050円)	平成25年3月18日～ 平成25年11月30日	平成25年3月15日	
県立大山青年の家体育館棟耐震改修工事(建築・機械設備)	西伯郡大山町 赤松	大松建設株式会社	93,429,000円 (予定価格 103,574,100円)	平成25年3月26日～ 平成25年11月20日	平成25年3月25日	
県立生涯学習センター本館棟 1耐震改修工事(建築)	鳥取市扇町	株式会社懸樋工務店	141,435,000円 (予定価格 156,223,200円)	平成25年3月28日～ 平成25年12月20日	平成25年3月28日	

鳥取県教育委員会施設保全計画の策定について

平成25年4月19日
教 育 環 境 課

1 計画策定の経緯等

これまで鳥取県教育委員会が所管する学校施設や社会教育施設等の建築物は、不具合等に対応するための維持修繕を行いながら、30～40年程度で改築を行ってきました。

しかし、長期的視野に基づき施設の保全を計画的に実施することにより、施設の長寿命化が図られ、経費の削減や修繕・改修費の平準化にもつながることから、知事部局においては、県有資産マネジメント方針策定の取組の一環で、「鳥取県県有施設保全計画」を平成23年度に策定され、現在、各施設別の中長期保全計画の作成等の取組が進められています。

このため、教育委員会が所管する施設についても、同様の取組が必要であると考え、「鳥取県県有施設保全計画」の内容や考え方について、所管施設の現状、課題及び取組の方向性等を示した「鳥取県教育委員会施設保全計画」を平成25年3月に策定しました。

今後、施設ごとの具体的な修繕・改修計画等を内容とする施設別中長期保全計画の作成に向けた検討を進めることとしています。

2 計画の概要

(1) 所管施設の現状（平成24年4月現在）

- 施設の数 53施設（学校施設33施設、社会教育施設・体育施設等20施設）
- 総延床面積 約50万平方メートル

(2) 施設整備における課題

- 学校施設を中心に1960年代から80年代前半にかけて多くの施設が整備されており、今後、これらの施設が大規模な改修時期を迎える。
- 社会環境の変化やニーズ（省エネ対策等環境への配慮、バリアフリー化、防災機能の向上、少子化に伴う児童生徒数の減少等）に対応した施設整備が求められている。

(3) 課題解決に向けた対応方針

- 建物の長寿命化を図ることにより、改築に要する費用を含む建物の維持管理に係る生涯経費を縮減するとともに、財政負担の平準化を図る。
- 建物の修繕・改修等に際して、環境への配慮や質的な改善を図ることにより、安全で快適な教育環境を整備するとともに、光熱水費等維持管理費用の削減を図る。

(4) 取組の方向性

- 建物の長寿命化は、生涯経費の縮減に効果が高く、改修・改築時等に省エネ対策を講じることにより、更なる縮減につながると考えられるため、積極的に推進する。
- 建物の長寿命化を実現するためには、適時・適切な修繕が必要であることから、施設ごとの中長期保全計画を作成し、それをもとに計画的な施設保全を検討する。

【参考】

鳥取県教育委員会所管施設一覧

平成25年4月1日現在

番号	施設名称	所在地	用途	構造	建設年度 (西暦)	備考	
						経過年数	
1	鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	学校	RC	1965	47	
2	鳥取西高等学校	鳥取市東町二丁目112	学校	RC	1962	50	
3	鳥取商業高等学校	鳥取市湖山町北二丁目401	学校	RC	1962	50	
4	鳥取工業高等学校	鳥取市生山111	学校	RC	1971	41	
5	鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北三丁目250	学校	RC	1964	48	
6	鳥取緑風高等学校	鳥取市湖山町南三丁目848	学校	RC	1972	40	
7	青谷高等学校	鳥取市青谷町青谷2912	学校	RC	1968	44	
8	岩美高等学校	岩美郡岩美町浦富708-2	学校	RC	1968	44	
9	八頭高等学校	八頭郡八頭町久能寺725	学校	RC	1965	47	
10	智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	学校	RC	1965	47	
11	倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	学校	RC	1966	46	
12	倉吉西高等学校	倉吉市秋臺20	学校	RC	1974	38	
13	倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	学校	RC	1969	43	
14	倉吉総合産業高等学校	倉吉市小田204-5	学校	RC	1982	30	
15	鳥取中央育英高等学校	東伯郡北栄町由良宿291-1	学校	RC	1979	33	
16	米子東高等学校	米子市勝田町1	学校	RC	1965	47	
17	米子西高等学校	米子市大谷町200	学校	RC	1986	26	
18	米子高等学校	米子市橋本30-1	学校	RC	1974	38	
19	米子南高等学校	米子市長砂町216	学校	RC	1968	44	
20	米子工業高等学校	米子市博労町四丁目220	学校	RC	2010	2	
21	米子白鳳高等学校	米子市淀江町福岡24	学校	RC	1969	43	
22	境高等学校	境港市上道町3030	学校	RC	1964	48	
23	境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	学校	RC	1964	48	
24	日野高等学校(本校舎)	日野郡日野町根雨310	学校	RC	1967	45	
25	日野高等学校(黒坂施設)	日野郡日野町黒坂1109	学校	RC	1963	49	
26	鳥取盲学校	鳥取市国府町宮下1265	学校	RC	1976	36	
27	鳥取聾学校	鳥取市国府町宮下1261	学校	RC	1976	36	
28	鳥取養護学校	鳥取市江津260	学校	RC	1974	38	
29	白兎養護学校	鳥取市伏野1550-1	学校	RC	1977	35	
30	倉吉養護学校	倉吉市長坂新町1231	学校	RC	1987	25	
31	皆生養護学校	米子市上福原七丁目13-4	学校	RC	1972	40	
32	米子養護学校	米子市蚊屋343	学校	RC	1978	34	
33	季の浦高等特別支援学校	東伯郡琴浦町赤崎1957-1	学校	RC	1979	33	
34	鳥取聾学校ひまわり分校	米子市上福原七丁目13-1	学校	RC	1993	19	
35	鳥取県立生涯学習センター	鳥取市鷺町21番地	事務所	RC	1977	35	
36	鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	集客施設	RC	1977	35	
37	鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	集客施設	RC	1978	34	
38	鳥取県埋蔵文化財センター(本所)	鳥取市国府町宮下1260	事務所	RC	1982	30	
39	鳥取県埋蔵文化財センター(秋里分室)	鳥取市秋里390	事務所	RC	1977	35	
40	鳥取県埋蔵文化財センター(美和調査室)	鳥取市源太12	事務所	RC	1981	31	
41	鳥取県埋蔵文化財センター(旧積善字園倉庫)	鳥取市国府町宮下1262	事務所	RC	1978	34	
42	鳥取県埋蔵文化財センター(青谷調査室)	鳥取市青谷町青谷667	事務所	S	2007	5	
43	鳥取県立むきばんだ史跡公園	西伯郡大山町妻木1115-4	事務所	S	2000	12	
44	鳥取県立鳥取産業体育館	鳥取市天神町50-2	体育施設	RC	1982	30	
45	鳥取県営鳥取屋内プール	鳥取市天神町50-2	体育施設	RC	1983	29	
46	鳥取県立倉吉体育文化会館	倉吉市山根529-2	体育施設	RC	1979	33	
47	鳥取県立米子産業体育館	米子市東福原八丁目27-1	体育施設	RC	1984	28	
48	鳥取県営米子屋内プール	米子市皆生温泉3-18-3	体育施設	RC	1983	29	
49	鳥取県立武道館	米子市西三柳3192-14	体育施設	RC	2000	12	
50	鳥取県営ライフル射撃場	西伯郡南部町猪小路806	体育施設	S	1985	27	
51	鳥取県教育センター	鳥取市湖山町北五丁目201	事務所	RC	1972	40	
52	鳥取県立図書館	鳥取市尚徳町101	集客施設	RC	1989	23	
53	鳥取県立博物館	鳥取市東町二丁目124	集客施設	RC	1972	40	
54	山陰海岸字省館	岩美郡岩美町牧谷1794-4	集客施設	RC	1981	31	
合 計							

※「構造」欄については、当該施設における主要な建物の構造を記載している。(RC:鉄筋コンクリート、S:鉄骨)

「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」について

平成25年4月19日
小中学校課

このたび平成16年5月に策定した「鳥取県幼児教育振興プログラム」を改訂し、今後の幼児教育の充実に向けた方向性や取組を示す「鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）」を策定しました。

1 改訂の背景

平成16年5月の策定時以降、以下のような幼児教育をめぐる新たな動きが出てきた。

- ・教育基本法や学校教育法の改正に伴い、幼稚園教育要領の改訂、保育所保育指針の告示化が行われ、幼児教育の重要性が明確になった。
- ・特別な支援が必要な子どもの受入れに対して、個別の指導計画や支援計画の作成が必要となっている。
- ・幼保小の連携においてカリキュラムの接続が課題となっている。また、「小1プロブレム」への対応が求められている。
- ・県内でも幼保一体化が進んでいる。

2 プログラムの改訂に係る検討委員会

改定にあたっては、検討委員会で協議いただいたことをもとに、県教育委員会が改訂作業を進めた。

【「幼児教育振興プログラムの改訂に係る検討委員会」名簿】

	氏名	所属
幼稚園・保育所 関係者	西山 和子	国公立幼稚園長会（鳥取市立こじか幼稚園長）
	西元 和夫	私立幼稚園協会（美哉幼稚園長）
	大橋 和久	子ども家庭育み協会（倉吉東保育園長）
小学校関係者	森本 直子	小学校長会（八頭町立隼小学校長）
保護者	秦野 譲二	鳥取短期大学附属幼稚園・保育園P.T.A会長
学識経験者	◎塩野谷 齊	鳥取大学地域学部教授
	松本 典子	鳥取短期大学幼児教育保育学科教授
市町村行政関係者	福井 千代	鳥取市福祉保健部健康・子育て推進局児童家庭課参事
	浜崎 厚子	湯梨浜町子育て支援課長
アドバイザー	無藤 隆	白梅学園大学教授
	黒崎 徳江	京都市子育て支援総合センターこどもみらい館首席主事

◎座長

3 策定 平成25年3月

4 配布先

- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校（各1冊）
- ・市町村教育委員会・市町村保育担当課（各1冊） 等

5 今後の取組

「鳥取県幼児教育振興プログラム」に基づき、幼稚園・保育所・認定こども園の教職員の指導力向上を図るとともに、幼保小連携カリキュラムの開発や実践園による実践などにより、義務教育以降の学びの基礎となる質の高い幼児教育の全県展開をめざす。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）への対応について

平成25年4月19日
スポーツ健康教育課

県教育委員会においては、「鳥取県微小粒子状物質に係る注意喚起等実施要領」（生活環境部水・大気環境課）をもとに、県立学校における暫定的な判断基準を示し、注意喚起等の情報への留意及び各学校での適切な対応について周知を行うとともに、市町村教育委員会等へ参考送付しました。

記

1 注意喚起に関する県の対応

以下の場合、県ホームページ等に掲載されるほか、各県立学校へはスポーツ健康教育課よりファクシミリで情報提供する。

* 市町村立学校については、各市町村から情報提供

(1) PM_{2.5}濃度の日平均値が国の環境基準値 ($35 \mu\text{g}/\text{m}^3$) や暫定指針値 ($70 \mu\text{g}/\text{m}^3$) を超えると予想される場合

(2) 各1時間値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合

(注)

【環境基準値】

環境基本法第16条1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

【暫定指針値】

現時点での疫学的知見により、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準。

2 県立学校における対応

(単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	予想される 日平均値	判断基準 (各1時間値)	学校での屋外活動について (県の目安を学校の教育活動に置換えた行動の目安)
1 【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none">特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。
2 【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超	<ul style="list-style-type: none">できる限り屋外での運動は避ける。 (体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う。)屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようにする。呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、積極的な配慮を心がける。
	100	120超	国内で観測された最高値はおよそ日平均 $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ なので暫定的に $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (各1時間値で $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超) を行事中止を検討する目安とする。

スポーツ健康教育課

1. PM2.5の健康への影響について

PM2.5の曝露濃度（呼吸する空気中に、有害物質がどの程度含まれるのかを測定したもの）と健康影響との間には一貫した関係は見出されていないが、高感受性者（呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児、高齢者など）においては、低濃度であっても健康影響を生じる可能性は否定できない。

2. 注意喚起に関する県の対応

以下の場合、県ホームページ等に掲載されるほか、各県立学校へはスポーツ健康教育課よりファクシミリで情報提供する。

（情報経路は右図参照）

① PM2.5濃度の日平均値が国の環境基準値 ($35 \mu g/m^3$) や

暫定指針値 ($70 \mu g/m^3$) を超えると予想される場合

※暫定指針値 ($70 \mu g/m^3$) 超の判断基準は午前9時の1時間値 $85 \mu g/m^3$ 超

② 各1時間値が $85 \mu g/m^3$ を超えた場合

◇県ホームページ（毎日午前9時時点の県内の測定値等を公開。又、測定データを1時間ごとに更新して情報提供。）

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=209817>

◇あんしんトリビーメール、Twitterでも情報提供

※各1時間値が $70 \mu g/m^3$ を超えたときは、「注意情報」として、県ホームページ、あんしんトリビーメール及びツイッターで情報提供されるが、ファクシミリは流さない。

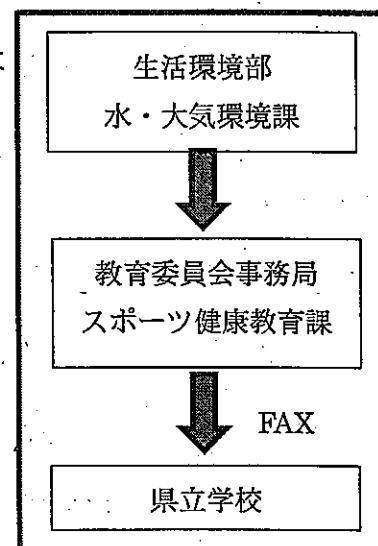
*環境基準値：環境基本法第16条1項に基づく人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

*暫定指針値：現時点での疫学的知見により、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準。

3. 県が示す注意喚起の基準

（単位： $\mu g/m^3$ ）

区分	予想される 日平均値	判断基準 (午前9時の1時間値)	行動の目安
【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子は、人の健康に対して影響を与えることが懸念されています。 ・アレルギーや呼吸器などに疾患をお持ちの方は特に、健康な人でも諸症状が出てくるおそれがありますのでマスクやうがいを心がけたり、外出を控える等、予防措置をお願いします。
【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超 (※各1時間値が85超の場合も警戒情報とされる)	<ul style="list-style-type: none"> ・微小粒子は、人の健康に対して影響を与えることが懸念されています。 ・健康な人でも諸症状が出てくるおそれがありますのでマスクやうがい、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすことをお勧めします。 ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児の方、高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動してください。



4. 県立学校における対応

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

区分	予想される 日平均値	判断基準 (各1時間値)	学校での屋外活動について (県の目安を学校の教育活動に置換えた行動の目安)
1 【情報提供】	35 (環境基準値)	35超	<ul style="list-style-type: none"> 特に制限を加えるものではないが、屋外で運動や教育活動を行う際には、児童生徒の健康観察を行い、呼吸器系や循環器系疾患のある者へは特に配慮する。
2 【警戒情報】	70 (暫定指針値)	85超	<ul style="list-style-type: none"> できる限り屋外での運動は避ける。 (体育学習、部活動は、体育館等の室内で行う。) 屋外でのその他の教育活動についても、長時間はできる限り行わないようとする。 呼吸器系や循環器系疾患のある者へは、積極的な配慮を心がける。
	100 (日本でかつて観測された最高値。 健康被害についての知見はない)	120超 (環境省「微小粒子状物質に関する専門家会合」 資料P. 6 グラフ参照)	<p>国内で観測された最高値はおよそ日平均 $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ なので暫定的に $100 \mu\text{g}/\text{m}^3$ (各1時間値で $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 超) を行事中止を検討する目安としてください。</p> <p>※午前9時から午後6時までの各1時間値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合に警戒情報が出されますが、1日1回限りであり、また、警戒情報解除の情報伝達は行われません。H25年4月以降は、県のHPで、測定データが1時間毎に(24時間)情報更新されますので、参考にしてください。</p> <p>[参考]</p> <p>[環境省「微小粒子状物質に関する専門家会合」H25. 2] 微小粒子状物質に関するQ&Aより</p> <p>Q 「暫定指針値」を超えた場合の、体育祭等の屋外での行事は中止する必要がありますか</p> <p>A 「暫定指針値」を大きく超えない限り、体育祭等の屋外での行事は中止する必要はないと考えられます。</p>

※ 呼吸器系や循環器系の疾患のある児童生徒については平素から把握し、日常の健康管理を行うこと。

県と米子市との体育施設の交換及び米子コンベンションセンター管理運営に 係る協定調印式について

平成25年4月19日
財政課
文化政策課
スポーツ健康教育課

県と米子市は、県の水泳競技の競技力向上と市民の健康増進のため、県営米子屋内プールと米子市営東山水泳場を交換することで合意したので、その合意内容について、協定を締結しました。

また、県と米子市とが共同で管理を行っている米子コンベンションセンターについて、管理運営費の負担割合の変更の協議が調ったので、米子コンベンションセンターの管理運営のための協定についても、併せて締結しました。

1 協定調印式の日時

平成25年3月25日（月）

2 場所

知事公邸 第1応接室

3 協定者

鳥取県 知事 平井 伸治
米子市 市長 野坂 康夫

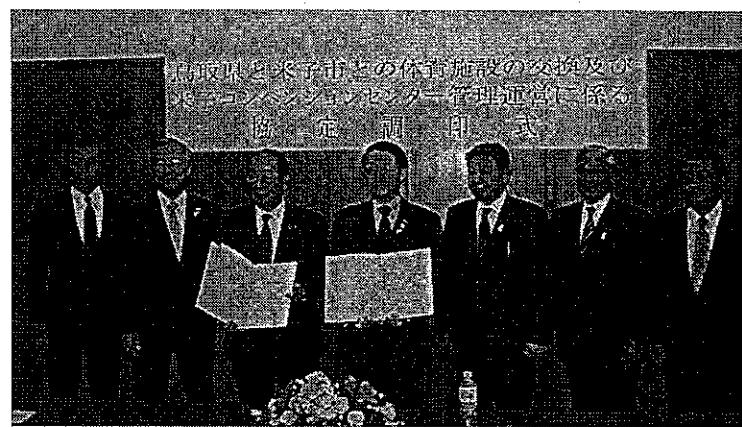
4 その他出席者

(1) 体育施設関係

鳥取県教育委員会	教育長	横濱 純一
米子市教育委員会	教育長	北尾 慶治
(一財)鳥取県水泳連盟	会長	藤繩 喜和
(公財)鳥取県体育協会	会長	油野 利博

(2) 米子コンベンションセンター関係

鳥取県文化団体連合会常任理事・米子市文化協議会会长 小谷 幸久



5 協定書の概要

(1) 体育施設の交換

- ①米子市営東山水泳場（屋外・屋内）と鳥取県営米子屋内プール（体育館等の付随施設は除く）を交換するため、互いに必要な議決を経て無償で譲渡する。
- ②譲り受けた施設について、県は、県の水泳競技力向上を、米子市は、市民の健康増進を図るよう管理運営を行う。
- ③水泳施設の交換までに、互いに所有者において必要な改修を行う。
- ④それぞれの施設の用地は無償譲渡の対象とせず、相互に無償貸付けを行うものとする。
- ⑤交換の時期は、それぞれの施設に係る改修工事終了後、必要な議決を経て速やかに行う。但し、既に実施済みの改修工事費に起債償還の債務が残る場合は、償還後とし、それまでの間は、無償貸付を行うものとする。

(2) 米子コンベンションセンター管理運営費に係る負担割合の変更

管理に要する経費に係る鳥取県と米子市の負担割合について、米子コンベンションセンターの利用実績に基づく負担割合に見直す。

[負担割合の見直し内容]

	見直し前 (H25.3.31以前)	見直し後 (H25.4.1以降)
鳥取県	1/2	2/3
米子市	1/2	1/3